

第三号議案 会則の改訂

注：太字が変更、追加部分

現行

改訂案

1. 第2条

本会の事務所は、東京都都内に置く。

⇒

1. 第2条

本会の事務所は、**東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県内のいずれかに置く。**

2. (決議)

第29条

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数を持って行う。

⇒

2. (決議の方法)

第29条

⇒

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数を持って行う。**ただし、出席とは物理的な出席に限らず、Skype等を利用した電子的な参加も含むものとする。**

3. (決議)

第29条

第2項はなし

⇒

第29条 2

⇒

理事は、会長もしくは他の理事を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該理事又は代理人は、代理権を証明する書面を当会に提出しなければならない。または書面に代えて当該理事は代理権に関する事項を明記の上、会長に電子メールによって通知することもできる。

第四号議案 役員を紹介及び承認に関する件 (敬称略)

理事	退任	福重広文	(11期) (理事のみ退任)
	新任	王 曉玲	(27期)
		那須友里恵	(30期)
		追分健爾	(36期)